

令和元年第1回弘前市教育委員会会議録

日時 令和元年5月20日(月)

午後2時30分

場所 岩木庁舎2階 多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 仮席次の指定
- 4 席次の決定
- 5 会議録署名者の指名
- 6 会期の決定
- 7 臨時代理の報告
報告第1号 臨時代理の報告について
(弘前市立学校の学校医等公務災害補償条例施行規則等の一部を改正する規則案)
報告第2号 臨時代理の報告について
(弘前市少年教育指導員規則の一部を改正する規則案)
- 8 議案の審議
議案第1号 令和元年度教育費補正予算案に対する意見申出について
- 9 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 吉田 健 委員、2番 澤田 美彦 委員、3番 日景 弥生 委員、
4番 村谷 要 委員、5番 高木 恵美子 委員

◇欠席委員

なし

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 鳴海 誠、理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳、
教育総務課長 中村 工、学校整備課長 三上 善仁、学務健康課長 菅野 洋、
学校指導課長 横山 晴彦、教育センター所長 三上 文章、
生涯学習課長 柳田 尚美、博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 成田 正彦、
文化財課長 小山内 一仁

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 高谷 一豊、教育総務課総務係長 鳴海 貴幸

午後2時30分 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和元年第1回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議の進行にあたり、仮の席次を指定いたします。ただいまご着席の席次を、仮の席次として指定いたします。

次に、席次を決めたいと思います。席次の決定は、弘前市教育委員会会議規則第7条第1項の規定に基づき、くじにより行います。くじを引きましたら、署名欄にご署名願います。

（くじ引き）

○教育長（吉田 健） くじの結果について発表します。2番澤田美彦委員、3番日景弥生委員、4番村谷要委員、5番高木恵美子委員となりました。この席次でご着席願いますので、暫時休憩いたします。

（休憩 席の移動）

○教育長（吉田 健） 休憩前に引き続き、会議を再開します。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う旨が規定されております。本日、教育長職務代理者として、日景委員を指名し、ご承諾いただいておりますので、ご報告いたします。改めまして日景委員、どうぞよろしく願いいたします。

（日景委員 挨拶）

○教育長（吉田 健） それでは、会議を進めます。会議録署名者に2番 澤田 美彦 委員と4番 村谷 要 委員を指名いたします。会期は本日1日といたしたいと思いたすがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が2件、議案が1件となっております。議案第1号は、令和元年度補正予算の成立過程における案件であることから、本議案の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、議案第1号は非公開で審議することといたします。

・報告第1号

○教育長（吉田 健） 報告第1号 臨時代理の報告、弘前市立学校の学校医等公務災害補償条例施行規則等の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（中村 工） 報告第1号 弘前市立学校の学校医等公務災害補償条例施行規則等の一部を改正する規則案の臨時代理の報告について説明します。本報告は、改元及び工業標準化法の改正に伴う改定をするなど、所要の改正をすることについて、その事務処理に急を要したため、臨時代理したものでございます。本報告は、お手元の参考資料「改正する規則の一覧」にございます、関係する17の規則について、一括して改正をするものであります。

それでは改正内容について、ご説明いたします。改元に伴う改正については、本年5月1日の改元に伴い、規則で定める様式について、市民からの申請等に用いられるものであることを考慮し、「平成」を「令和」とする改正を行うものです。なお、規則の本則または附則において、「平成」を用いて改元日以降の期日等を規定している場合であっても、当該規定は有効であり、様式を定めていない規則については、改元のみを理由とする改正は行わないものとし、今後、改元以外の理由により改正を行う際に、改元に伴う必要な改正を併せて行うものいたします。

次に、工業標準化法の改正に伴う改定についてですが、工業標準化法の一部が改正され、本年7月1日から施行されることに伴い、規則等で定める様式中「様式の大きさは日本工業規格A4縦長としてください。」の規定を削除する改正を行うものです。

（以下、改正様式により説明）

附則についてですが、施行期日について定めており、事務手続きに必要な文言の追加については公布の日から、改元に伴う条項については、平成31年4月30日、工業標準化法の改正に伴う改定については、令和元年7月1日と定めるものです。

経過措置として、この規則の施行の際、現に有する様式については、当分の間所要の調整をして使用することができる旨、規定するものです。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 報告第1号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第1号は承認されました。

・報告第2号

○教育長（吉田 健） 報告第2号 臨時代理の報告、弘前市少年教育指導員規則の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長（柳田尚美） 報告第2号 弘前市少年教育指導員規則の一部を改正する規則案について説明します。本報告は、弘前市少年教育指導員規則第5条に規定されている定数の見直しをすることについて、その事務処理に急を要したため、臨時代理

したものであります。臨時代理した事務の内容は、お手元の参考資料「改正する規則の一覧」にあります、弘前市少年教育指導員規則第5条、同指導員の定数の定めについて、従前「30人以内」とされていたものを、「35人以内」となるよう改めたものです。

少年教育指導員は、公民館、図書館その他の教育機関が行う地域少年団体等に関する事業の企画、運営及び実施に参画していただくこと、求めに応じて専門的技術的な助言、指導をしていただくことを目的として、教育委員会が設置しているものであります。例年、学校やボーイスカウト等地域少年団体、各公民館、弘前大学に推薦、公募の依頼しておりますが、この度、定数を超える全部で33名の推薦等があり、当課としても人員調整を試みる一方で、せっかく少年教育活動に興味があり手があがったものを規定を理由に調整を図ることは市内の教育活動の機運の低下を招くのではないかとも思い、33名全員への委員委嘱を検討してまいりました。そのためには、規則改正を要するものでありましたが、早期に指導員を委嘱し、活動できる体制を整えるためには時期的に急を要したものであったことから、先般4月24日の教育委員会協議会において、この案を委員の皆様にご説明いたし、出席された3名の委員の皆様からご了解をいただきましたので、早速事務手続きをすすめて、5月8日付けで教育長臨時代理により規則改正を行い、5月9日付で33人の委員への委嘱を行っております。なお、前回の説明では「30人以内」を「30人程度」に改めることとしておりましたが、数値をより具体化するため、「35人以内」と定めております。このことにつきまして、本日、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第3項の規定により、処理した事務の顛末をご報告させていただくものであります。以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 報告第2号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第2号は承認されました。

・議案第1号

○教育長（吉田 健） 傍聴者がいませんので、それではこのまま、議案第1号 令和元年度教育費補正予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもって、令和元年第1回弘前市教育委員会を閉会いたします。

午後3時12分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係長 鳴海 貴幸

弘前市教育委員会

教育長 吉 田 健

署名者 澤 田 美 彦

署名者 村 谷 要